

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 川崎市 】
令和 5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>○外国人教育推進連絡会議        構成委員：教育委員会、小中高特校長会、国際教育研究会、人権尊重教育実践推進校、市民館等、識字学級ボランティア、多文化交流ボランティア、外国人市民等</p>
<p>2. 具体の取組内容</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営        ○川崎市外国人教育推進連絡会議</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築        ○日本語指導が必要な児童生徒が5名以上在籍している学校に教員の加配を行い「国際教室」を設置して指導体制の充実を図った。        ○国際教室未設置の少数在籍校に対しても、日本語指導非常勤講師による巡回指導を実施し、日本語指導が必要な児童生徒全員に個別指導を実施できるようにした。        ○国際教室設置校の中で、30名以上が在籍する学校にはさらに非常勤講師を1人加配し、45名以上の学校には、さらに非常勤講師を1人加配した。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施        ○日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程を編成・実施した。        ○担当者研修及び年次研修等で、「特別の教育課程」に関する周知を図ると共に、連携の重要性を伝えて指導の充実を目指した。</p> <p>(4) 成果の普及        ○外国人教育推進連絡会議や各研修等で外国につながる児童生徒に対する支援について周知を図った。また、受入から指導の取組をまとめた資料を作成し全市の学校及び担当者に配布した。</p> <p>(5) 学力保障・進路指導        ○指導体制の充実により、一人ひとりに応じた指導の実施が可能になり学力保障につなげることができた。進路の支援についてもきめ細かな指導を実施することができた。        ○中学生の時期に渡日した日本語指導が必要な生徒に対する指導では、より高い日本語の力が求められるため、必要に応じて支援員の派遣延長を可能とし、個別の支援を充実させた。        ○「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は、市立高校に関する説明を多言語での動画資料として作成し、広く情報提供することができた。</p>

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

○市内の市民館で計7回実施した。保護者クラスでは、多言語での資料や通訳の派遣を行い、日本の学校制度や行事、時間割や準備物などの説明を行い、質疑を通して理解を深められるようにした。子どもクラスでは日本の学校生活を紹介するなど、体験的な活動を行った。

(7) ICTを活用した教育・支援

○前年度に引き続き、コミュニケーションの支援として通訳機の配備を行った。希望する学校に配備し、保護者との教育相談や、児童生徒との学習等で活用した。

○GIGA 端末の活用を日本語指導や教科学習で効果的に使用して、個に応じた学習を進めた。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

○外国につながりのある生徒が多く在籍している学校に対して重点的に非常勤講師を配置し、日本語学習や学校生活等の支援を行った。

○市立高校定時制にて在県外国人特別募集枠が新設され、NPO 法人と連携を行いながら、キャリア教育の視点を重視して指導を実施した。日本語指導や在留資格に係る職員研修を実施し、外国につながりのある生徒へのきめ細かな指導へつなげた。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

○国際教室や非常勤講師の研修でDLAについての学習を行い、日本語指導測定方法の活用に向けた考え方や実施について理解を深めた。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○日本語指導の初期段階の支援及び学校への生活適応を図るために、日本語指導についてのスキルを持ち、児童生徒の母語での支援ができる人材を「日本語指導初期支援員」として配置した。支援時間は基本的に1週間に2回(1回2時間)で計100時間とした。

(11) 共生社会における共に学び成長する授業等の在り方に関する調査研究の実施

○人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の推進を図っており、児童生徒の豊かな人間性の育成と実践的な心情を育むことを目的として調査研究を進め、研究推進校等による実践の共有や授業公開を行った。

(13) その他 通訳(翻訳)支援事業の実施

○学校が、保護者及び児童生徒とのコミュニケーションをとる際の支援として、通訳者の派遣制度を整え実施した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○川崎市外国人教育推進連絡会議

帰国・外国人児童生徒教育についての情報共有や課題の把握を行い、取組に生かすことができた。情報共有については、よりよい方法を検討しながら周知を行い課題の解決を目指していく。

(2) 学校における指導体制の構築

○国際教室の設置や非常勤講師の巡回指導実施によって、指導の充実を図ることができた。近年、継続して対象となる児童生徒が増加しているため、予算や人員の確保等の面で課題があがっている。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○指導体制の充実により、教員による着実な指導を実施することができた。日本語指導担当者の経験に合わせて、指導の継続性や充実を意識した研修を実施していく必要がある。

(4) 成果の普及

○関係する会議や教員研修等の積み重ねにより、外国につながるの児童生徒に対する支援についての理解は広がってきている。今後も、支援や指導の充実を目指して取組を推進していきたい。

(5) 学力保障・進路指導

○指導体制の充実により、一人ひとりに応じた指導の実施が可能になり学力保障につなげることができた。中学生の時期に渡日した日本語指導が必要な生徒に対する指導では、必要に応じて支援員の派遣延長を可能とした。「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は、市立高校に関する説明を多言語での動画資料として作成し、広く情報提供することができた。一人ひとりに応じた指導を時間をかけて実施する必要があるため継続的に取り組むことが必要である。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

○保護者クラスでは、多言語での資料や通訳の派遣を行い、日本の学校制度や行事、時間割や準備物などの説明を行い、保護者が日本の学校について理解を深められるようにした。子どもクラスでは日本の学校生活を紹介するなど、体験的な活動を行った。今後も、効果的な実施に向けて、企画の周知を始めとしてよりよい開催方法、内容について検討していく必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

○希望する学校に通訳機を配置し、活用を図ることができた。保健室での活用例もあり、保護者や児童生徒とのコミュニケーションに役立てられている。また、GIGA 端末の活用も進み、学習の中でも積極的に使用し、個に応じた学習に対応している。効果的な活用例を共有することで支援を充実させていきたい。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

○日本語の力に不安を抱える生徒が、支援を受けることで前向きに学校生活に取り組む姿が見られた。日本語学習が進む中で、キャリア形成に向けた支援も行うことができた。今後、特別の教育課程やカリキュラムとの関連など、効果的な指導の在り方や支援について検討していく。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

○国際教室や非常勤講師の指導が充実する中で、日本語能力を把握する重要性についての認識が高まってきており、活用の実践も増えている。今後もDLA等に関する研修や実践の充実を図っていく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○言語面で大きな不安を抱えている児童生徒の学校生活を支える際に、母語支援は大変有効であり、保護者対応の面などでも大きな役割を果たすことができた。支援対象の児童生徒の増加と多言語化が進んでいる状況だが、着実な配置に努めていく。

(11) 共生社会における共に学び成長する授業等の在り方に関する調査研究の実施

○人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の推進を図っており、研究推進校の報告では、多文化共生の視点を踏まえた取組について、幅広く発信することができた。今後も、研究推進校や実践推進校による研究を継続して推進していく。

(13) その他通訳(翻訳)支援事業の実施

○学校が、保護者及び児童生徒とのコミュニケーションをとる際の支援として、通訳者の派遣が教育相談等で活用された。今後も、多言語への対応や確実な通訳派遣が実施できるよう支援体制を整えていく。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	913人 (104校)	168人 (35校)		22人 (2校)		2人 (2校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		913人 (104校)	168人 (35校)		0人 (0校)		0人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

○研修の充実

○GIGA端末の活用

○不就学の調査とも連携し、実態に応じた支援を進めていく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。